

宮城県における窓口組織の取り組みについて

目崎はる香¹⁾佐藤洋子¹⁾佐藤優希¹⁾植野由佳¹⁾菊田早智子¹⁾齋藤美登里¹⁾金村政輝¹⁾²⁾

¹⁾宮城県立がんセンター宮城県がん登録室

²⁾宮城県立がんセンター研究所 がん疫学・予防研究部

【はじめに】

宮城県がん登録室には、宮城県のがん登録情報の利用に関する申請を取りまとめ、情報の提供を行う「窓口組織」が設置されている。がん登録推進法が施行され、全国がん登録情報の利用が可能となった令和元年～2年度までの2年間で、病院へ5件、研究者へ6件の提供を行った（表1）。現在、10件程の事前相談を受けており、令和3年度に申請を受け付ける予定である。これらの申請や提供後の利用者へ向けた対応について、窓口組織として遅滞なく業務を行うために実施している取り組みについて報告する。

表1. 宮城県の提供件数

	法施行前				法施行後	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
病院への提供	2件	2件	1件	0件	4件	1件
研究者への提供	6件	6件	11件	0件	4件	2件

【取り組み】

①事前相談の徹底

初回の審議会で提供が認められるように、申請書の記載に不備がないことや整合性が取れていることが分かる申請となることを目的として、申請書の確認を徹底している。

②申請時期の調整

宮城県では申請から提供までを同一年度に行う方針のため、事前相談時にいつまでに申請が必要か申請者と認識を共有している。また、行政担当者とも相談し、提供までの予定表を作成して遅滞なく進められるように努めている（図1）。

図1. 提供までの予定表（一部抜粋）



③利用者へ申請内容確認の実施

がん登録情報の利用期間は最大で5年であり、利用期間中に利用者の異動や申請内容に変更がある可能性があるため、利用者に対して1年に1度、申請内容に変更がないか確認を行い、利用者の状況を把握している（図2）。

図2.申請内容の確認様式（一部抜粋）

宮城県がん登録情報の利用に関する報告書の確認について（抜粋）
 確認につきまして、下記のとおり実施します。

1. 申請内容

資料番号	掲載の 利用目的	利用者の属性	調査の目的	利用期間	利用場所	掲載が利用目的 に適合している かどうかの確認
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

※変更の有無欄に○を付けてください。変更なしと回答がある場合は、変更より必要な申請書についてご案内いたします。

2. 資料提供先及び連絡先

	現在の連絡先
施設名	〇〇病院
所属	がん登録室
事務担当	宮城 太郎
電話番号	123-456-7890
Eメールアドレス	〇〇〇.〇〇.jp
FAX番号	123-456-7809

※変更がある場合は、変更訂正書をお願いいたします。

④利用終了前のお知らせの実施

公表前・発表後の報告、利用終了後に行う廃棄処置報告および実績報告の漏れを防ぐため、利用が終了する1ヶ月前に、必要な手続きについて、利用者へお知らせを実施している（図3）。

図3.利用者へのお知らせ様式（一部抜粋）

宮城県がん登録情報の利用に関する報告について（抜粋）
 宮城県がん登録事業につきまして、お煩わしのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、先に申請のありました宮城県がん登録情報の利用について、利用期間終了が近づいておりますので、必要な手続きについて、お知らせいたします。つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、下記のとおり報告願います。

記

1. 利用期間終了後の報告
 以下について、利用期間終了日から1ヶ月を計速にご提出ください。
 ・掲載結果報告書（様式7）
 ・実績報告書（様式8）、別添として成果資料を添付してください。
 成果資料一論文、学会発表資料、書籍、ウェブサイト、会議資料等
 ※様式は、以下のホームページよりダウンロード願います。
 宮城県ホームページ「宮城県がん登録情報利用申請について」
<https://www.pref.miyagi.jp/sectors/health/gpcr-service-user-application.html>
2. 公表前・発表後の報告
 論文や抄録の投稿前、ウェブサイトへの公開前などの公表予定の資料について速やかに提出願います。
 また、公表後には、発表した論文や抄録、発表資料などについても速やかに提出願います。
3. その他
 利用期間終了後は、提供を受けた情報の利用が一切できなくなります。したがって、続けて利用を希望される場合は、新たな利用期間での申請が必要となりますので、早急に当館までご連絡ください。

【まとめ】

窓口組織には、申請の取りまとめから利用終了後の対応まで多様な業務が求められる。今後も行政担当者 と連携するとともに、対応できる職員を増やし、申請件数が増えても速やかに対応できるように努めたい。